

柴監告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年7月8日

柴田町監査委員 中山 政 喜

柴田町監査委員 我 妻 弘 国

記

平成23年度定期監査（平成22年度各課等の事務事業）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年7月28日（柴監告示第7号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成25年7月3日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<b>議場のバリアフリー化について</b> 議会開会中は議案審議が公開され、町民が傍聴に訪れている。傍聴者の中には身体に不自由な方も見受けられる。庁舎1階から議場のある5階まではエレベーターがあり、誰でも利用できるが、傍聴席のある6階まで身体に不自由な方が移動するのは容易なことではない。議場も傍聴席も健常者を前提につくられており、障害者が利用できる環境にはない。町民に開かれた議会となるためには、議場のバリアフリー化を推進し、誰もが参加できる状況をつくる必要であり、改善に向けた取組をしていただきたい。	6階傍聴席まで行くことができない身体の不自由な方については、1階町民ホールのモニター室で視聴していただくようにした。 本会議が開催されるときは、町民ホールのモニターに「議会放映中」の看板を設置して、その周知に努めた。 5階議場のバリアフリー化については、今後検討を要する。ただし、身体の不自由な議員・職員が議場に入ることになった場合、他の職員が移動の補助をするなどして対応することとしている。 なお、庁舎の構造上、6階傍聴席のバリアフリー化は不可能である。	議会事務局